

## 第2節 生活環境の保全

～安全・安心な生活環境の保全～

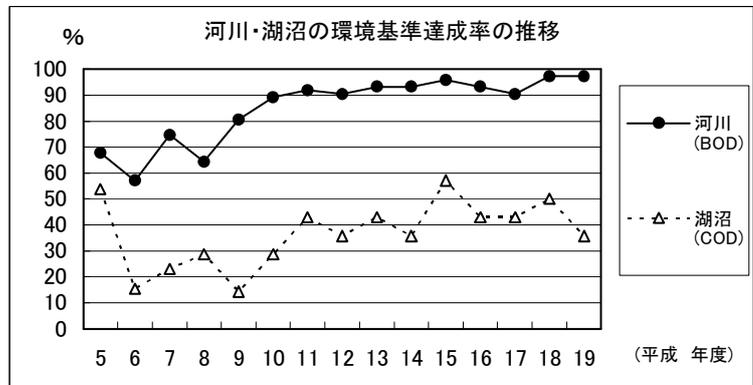
### 1 水環境の保全

#### <施策のねらい>

- 多くの河川の源流域としての役割を担う県として、健全な水循環の確保や清らかな水質の保全、水文化の継承に取り組みます。

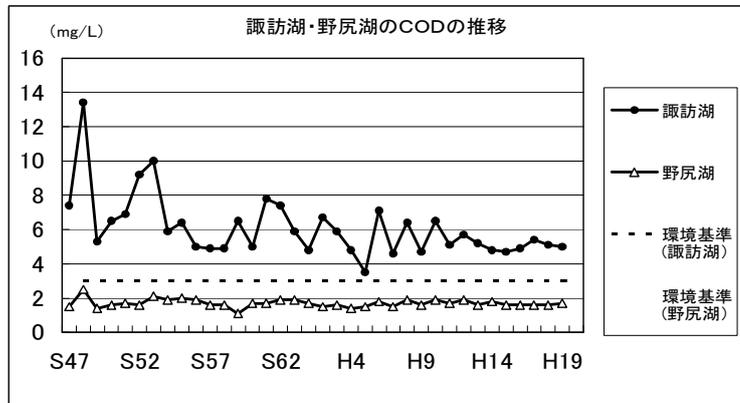
#### <現状と課題>

- 平成19年度の主要河川・湖沼における、カドミウム\*やシアン\*等の有害物質を対象とした「人の健康に関する項目」の測定結果は、70地点のうち2地点で自然由来とみられる砒素\*が検出され、環境基準\*未達成となったほかは、すべて環境基準を達成しています。



- 浮遊物質等、水の汚濁の程度を示す「生活環境の保全に関する項目」については、県内90地点で測定を行っています。近年、河川ではBOD\*環境基準達成率が90%以上と高い状態を維持していますが、閉鎖的な水域である湖沼は、一旦富栄養化\*した場合浄化が難しいことから、COD\*環境基準達成率は40%前後と横ばい傾向にあります。

- 諏訪湖や野尻湖では、下水道整備や事業場排水対策等を進めてきた結果、水質は改善傾向にあります。COD等の環境基準を達成するには至っていません。さらなる水質の改善のためには、農地や市街地等からの流出水対策や、良好な水質を維持するための水草帯など生態系の保全を進める必要があります。

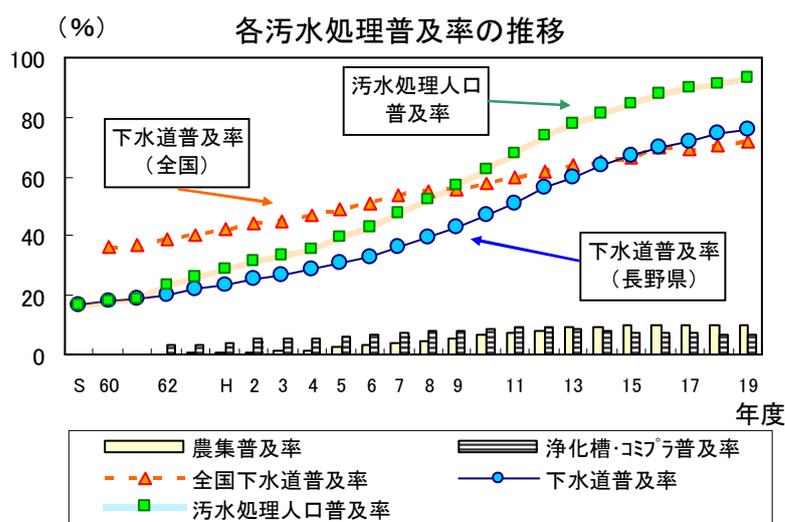


- 各種開発により水質汚濁が懸念されるいくつかの河川上流域の水質については、目標値を設定

し継続的に監視していますが、これまでに金属化合物、有機塩素化合物\*、農薬等のいずれも目標値を超過したことはなく、良好な水質を維持しています。

- 地下水の水質は多くの地点で良好ですが、平成 19 年度の県内の概況調査においては、82 地点中 7 地点で砒素や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素\*の環境基準を超過しています。また、これまでに汚染が判明している地点及びその周辺で行う定期調査でも、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については 137 地点中 42 地点で環境基準を超過している状況にあります。
- 土地の再開発等に伴い、一部の工場跡地等において重金属や有機塩素化合物等による土壤汚染が顕在化しており、平成 15 年 2 月から土壤汚染対策法\*に基づく汚染の調査、指導が行われています。県内では、平成 19 年度末の時点で同法に基づき、土壤が汚染されている区域として 3 箇所が指定されています。
- 時代とともに水に関わる様々な文化が生まれてきましたが、近年では、自然の水辺に触れる機会が少なくなり、水に関わる文化を学んだり、水の大切さについて考える機会が必要になっています。

- 公衆衛生の向上を図り良好な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るために、下水道や農業集落排水施設等の整備が進められており、長野県における平成 19 年度末の汚水処理人口普及率は 93.1%(全国 83.7%)となっています。



## <施策の展開>

### (1) 健全な水循環の確保

雨水浸透を考慮したまちづくりや、森林づくり、農地等の適切な維持・管理など、地下水かん養のための様々な取組を進めるとともに、水の有効利用を図り、健全な水循環に支えられた豊かな水環境づくりを推進します。

主な取組	内 容
地下水のかん養	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川改修に当たっては、多自然川づくり*を基本として整備を行います。</li> <li>・ 道路に地下水を利用した「無散水消雪施設」を新設又は更新するに当たっては、地下水還元方式の採用を推進し、地下水量の保全に努めます。</li> <li>・ 雨水貯留タンクや浸透ますの設置について、公共施設や事業場、一般家庭への普及に努めます。</li> <li>・ 住宅団地整備に当たっては、公園を整備して、植栽などの緑化をするほか、団地内道路や歩道で透水性舗装、インターロッキング舗装等、環境に配慮した整備を支援します。</li> <li>・ 地下水かん養等農地の多面的機能が発揮されるよう、農業水利施設などの計画的管理や地域共同活動を支援します。また、農業上の利用を図る遊休農地については、簡易整備や家畜放牧による再生を促進し、農業生産への活用が困難な遊休農地については、多面的な活用を促進します。</li> </ul>
森林の水源かん養機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源かん養機能などの森林の公益的機能を高度に発揮させるため、針葉樹と広葉樹が適度に混じった針広混交林へ誘導するなど、多様な森林づくりを推進します。</li> <li>・ 水源かん養等の役割を果たす集落水源や里山の整備を進めるため、長野県森林づくり県民税の活用により、森林施業の集約化や間伐を進めます。</li> <li>・ 公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林の指定を行うとともに、治山事業による森林整備を重点的に進めます。</li> <li>・ 水源地となっている上流域の森林整備を進めるため、環境活動に熱心な企業の支援や基金による森林整備など上下流が一体となった取組を推進します。</li> </ul>
河川の維持流量の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水量の変化は、水辺の環境に大きな影響を及ぼすため、取水量の把握に努めるとともに、流水の正常な機能が維持される流量が確保されるよう関係機関に引き続き要請していきます。</li> </ul>
水の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水は限られた資源であることを認識して、水を大切にする生活習慣を推進するための啓発に努めます。</li> <li>・ 雨水を貯留して雑用水に使用する設備について、公共施設や事業場、一般家庭への普及に努めます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場において、使用後の水を再生処理して雑用水として利用する取組を推進します。</li> </ul>
--	--

## (2) 水質の保全

汚濁物質発生源への対策など水を汚さないための取組を進めるとともに、多様な生物が生息・生育し、共生できる水辺環境づくりを行い、本県の良い水質の保全を図ります。

主な取組	内 容
水質監視及び浄化対策（河川、湖沼、地下水、土壌）	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川・湖沼・地下水の水質を計画的かつ継続的に把握し、生活環境の保全を図るとともに、健康被害を未然に防止します。</li> <li>ゴルフ場、最終処分場などが設置されている上流域において、農薬、金属化合物、有機塩素化合物等について水質測定を実施します。</li> <li>有機塩素化合物や硝酸性窒素等による地下水の汚染が判明した場合には、原因を調査して対策を検討するとともに、定期的にモニタリングを実施し、地下水の汚染状況を監視していきます。</li> <li>土壌汚染が発見された場合は、原因者に対して汚染の除去等の措置を指導するとともに、地下水の汚染がある場合は周辺井戸の調査及び地下水の浄化を指導します。</li> <li>ボランティアである河川モニター等と協力して、不法投棄の防止等河川環境を保全するため巡視を行うとともに、河川愛護団体やアダプトプログラム*参加団体、市町村等と連携し、河川美化活動に努めます。</li> <li>河川湖沼の水辺環境整備に当たっては、各水辺の特性に合わせ、ヨシや水草類等の浄化機能を持つ水生植物等が再生できる工法の採用に努めます。また、ヨシなどの水生植物等を適切に維持管理するとともに、これらの植生帯を保全するなど、水草を利用した望ましい生態系の確保に努めます。</li> </ul>
発生源対策（特定汚染源、非特定汚染源）	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場や事業場における排水の監視と適切な指導を行います。</li> <li>事業者の汚水処理施設の整備に対して必要な資金をあっせんするなど、支援を行います。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元住民・団体による美化活動との連携など、市街地、農地、森林など流域における各種対策を推進し、河川、湖沼に流入する負荷の低減に努めます。</li> <li>・ 農業生産活動による環境への負荷を極力低減するため、化学合成農薬や化学肥料の使用量を削減した環境にやさしい農業や、地域ぐるみでの用排水路管理や環境負荷低減活動を推進します。</li> <li>・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染を防止するため、適正施肥や家畜排せつ物の適正処理など窒素負荷低減対策手法の普及を推進します。</li> <li>・ 立地条件の特殊性から処理が困難な山岳地域におけるし尿処理について、排水・し尿処理方法の改善を支援します。</li> <li>・ 降雨時に森林等自然地域から流出する水質汚濁負荷を削減するため、間伐等の森林整備を積極的に推進するほか、山腹崩壊地復旧のための治山事業を一層推進します。</li> </ul>
水辺の豊かな自然の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川及び溪流において、水生生物の生息・生育環境に配慮し、計画的かつ適切な維持管理に努めます。</li> <li>・ 河川改修事業に当たっては、多自然川づくりを基本とし、自然環境への影響緩和を踏まえ水生生物の生息・生育環境に配慮した水辺環境を保全するとともに、水と緑の連続した空間を形成するように配慮します。</li> <li>・ 水辺空間としての役割が期待される農業用水路やため池の整備に当たっては、自然石を利用した護岸など生態系や景観に配慮し、水に親しめる施設の整備を進めます。</li> <li>・ 中小河川等の改修に当たっては、魚類の産卵場や生息場、遡河性魚類等の移動を考慮した整備を進めます。</li> <li>・ ブラックバスやブルーギル等の外来魚やミンク、アレチウリなど多種の外来動植物による被害や生態系かく乱を防ぐため、駆除や違法放流防止対策等を進めます。</li> </ul>
水道水源の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道水源保全地区*の指定を通じて水源の保全を図ります。</li> <li>・ 水道水源としているダム湖について、良質な水源を保全するため、水質保全目標を設定して常時監視を実施します。</li> </ul>

### (3) 水文化の継承と発展

日常の中で水を大切にする意識の醸成を推進するとともに、水とのふれあいの中で生まれた文化を伝えていくことにより、水を大切に、清らかな流れを保つことの重要性を将来の世代に継承し、その発展を図ります。

主な取組	内 容
水環境保全に関する学習	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県民の水環境に関する理解を深め、環境保全活動への参加を促進するため、子ども達の水辺の自然とのふれあいの機会を確保するとともに、様々な年齢層に応じた環境教育・環境学習の推進を図ります。</li><li>・ 子どもから大人まで、一緒になって河川環境を学べるせせらぎサイエンス*(水生生物調査)など、水や水辺の生物にふれあう実践教育の普及を図り、水環境への関心を高めます。</li></ul>
水辺空間・景観の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 河川や溪流の整備に当たっては、周辺の自然環境や景観と調和した河川改修を行うとともに、親水性に配慮した護岸工法等を採用するなど、良好な水辺空間の形成と親水性に配慮します。また、現地発生材料等自然素材を利用した工法を積極的に採用して、人や生物にやさしい環境づくりに努めます。</li><li>・ 多様で貴重な生物が生息・生育している湿原や沼地等について、自然環境保全地域や郷土環境保全地域、自然公園など各種保護制度を活用して、良好な水辺環境と美しい景観の保全を図ります。</li></ul>

### (4) 生活排水対策の推進

良好な水環境を保全し、質の高い生活環境を創出するため、下水道等の普及促進、流域下水道の整備や適正な維持管理を進めるとともに、できるだけエネルギーを使わない下水処理場の構築などにより、環境に配慮した生活排水対策を推進します。

主な取組	内 容
下水道等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 快適な生活環境と良好な水環境を保全するため、下水道や農業集落排水施設等の整備を進めるとともに、施設への接続や効率的な処理を促進します。</li><li>・ 下水道等の効率的な処理の促進を図るとともに、生活排水施設の集約・統合・広域化などの再配置について、市町村等とともに検討を行います。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道や農業集落排水施設の整備が困難な地域において、合併処理浄化槽の整備を促進します。</li> </ul>
生活排水施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域下水道施設の適正な維持管理を行うとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理を確保するための啓発指導を行い、水質の保全を図ります。</li> </ul>
環境に配慮した下水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水処理場において、処理場自らが生み出すエネルギーの活用や省エネルギー化を進めます。</li> <li>下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設から発生する汚泥処理を効率的に行う方策を検討します。</li> </ul>

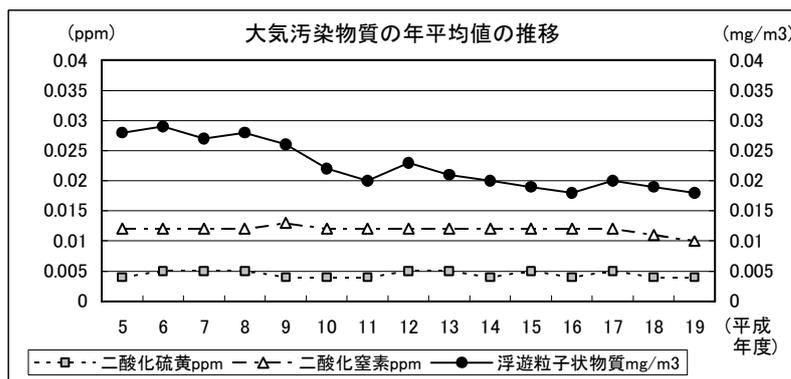
## 2 大気環境等の保全

### <施策のねらい>

- 大気環境の状況をきめ細かく把握するとともに、発生源への監視・指導に努め、本県の良い大気環境の保全を図ります。
- 騒音・振動・悪臭などの防止を図り、良い生活環境の保全に努めます。

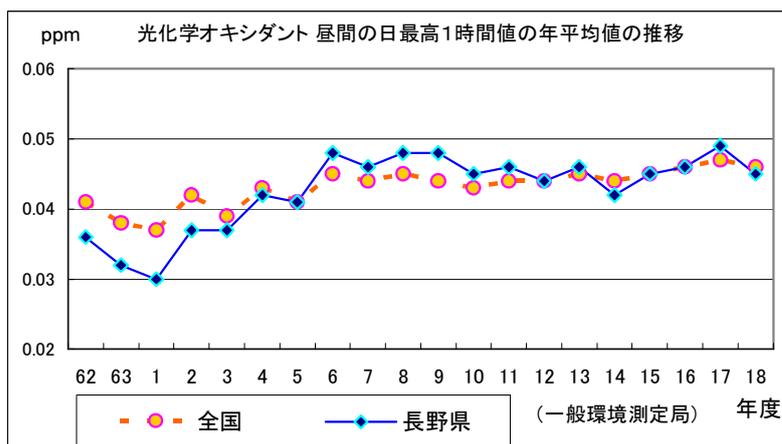
### <現状と課題>

- 一般環境大気測定局、道路周辺大気測定局及び移動局で大気汚染状況の監視を行っており、平成 19 年度の測定結果では、二酸化硫黄\*、二酸化窒素\*、浮遊粒子状物質\*、一酸化炭素について、環境基準を達成しています。



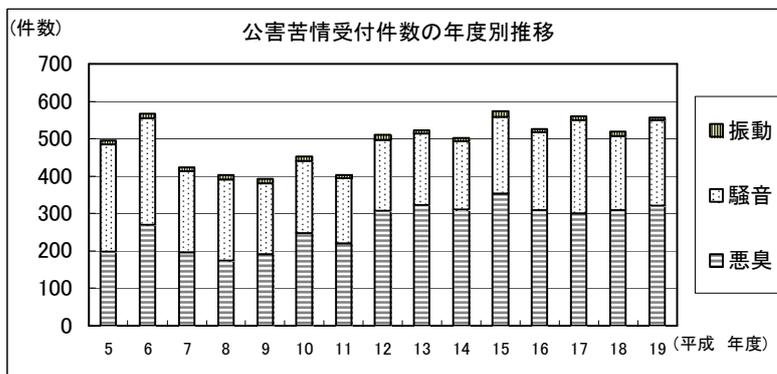
- 光化学オキシダントは県内でも増加傾向にあり、高濃度になった場合には、県内全域で速やかな対応ができるように、「光化学オキシダント緊急時対策要綱」を平成 19 年 8 月に改正し、体制の整備を図りました。こうした中で、平成 20 年 5 月に関東地方からの移流が原因と考えられる高濃度のオキシダントが観測され、初めて佐久地域に注意報を発令しました。

- オキシダント原因物質の排出削減対策を進めるとともに、関東・中京地方からの移流に加え大陸方面からの越境汚染が原因とみられる広範囲でのオキシダント濃度上昇が観測されるようになっており、近隣都県と協力しながら今後も監視を継続していく必要があります。



- ベンゼンやトリクロロエチレンなど有害大気汚染物質は、平成 15 年度以降すべての観測地点で環境基準を下回っています。

- 騒音・振動・悪臭公害について、苦情件数で見ると近年はほぼ横ばいとなっています。



- アスベストの使用は労働安全衛生法により禁止されていますが、アスベストが大量に使用された昭和 40 年代から 50 年代に

建築された建物の解体が今後増えることが予測されています。また、平成 20 年 1 月には、これまで国内で利用がないとされていたトレモライト等 3 種のアスベストの使用が確認されるなど新たな課題も生じており、大気汚染防止法\*等による飛散防止措置の徹底、環境モニタリング、情報提供などを的確に実施していく必要があります。

## <施策の展開>

### (1) 大気環境の保全

大気の常時監視や、事業場など大気汚染物質発生源に対する適切な指導等により、良好な大気環境の保全を図ります。

主な取組	内容
大気環境の常時監視（一般環境、道路周辺等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地や交通量の多い道路周辺などにおいて、大気汚染物質等の常時監視を行い、大気環境の保全を図ります。</li> </ul>

<p>発生源対策（事業場の監視指導、自動車排ガス対策）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業場など大気汚染物質の発生源に対し、監視と適切な指導を行います。</li> <li>・ 低燃費車等の普及促進、エコドライブの推進などにより、自動車使用に伴う大気環境への負荷の低減に努めます。</li> <li>・ 道路の整備や交差点の改良により、円滑な交通の確保に努め、大気汚染物質の削減を図ります。</li> </ul>
<p>光化学オキシダント対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光化学オキシダントの常時監視を行います。</li> <li>・ 光化学オキシダントに対する近隣都県とのネットワークづくりを進めるとともに、環境省大気常時監視システム等を活用して、県民に対する広報に努めます。</li> <li>・ 注意報発令が予測される地域に対しては、事前に情報を提供するなど市町村との連絡体制を強化し、被害の未然防止を図ります。</li> </ul>

## （２）騒音・振動・悪臭等の防止

環境基準類型等指定の促進や、騒音・振動・悪臭等を防止するため、騒音等の調査を実施し、良好な生活環境の保全を図ります。

<p>主な取組</p>	<p>内 容</p>
<p>騒音・振動・悪臭等対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音、振動、悪臭に関して市町村等の実情に応じて環境基準の類型指定や規制地域の指定を行い、生活環境の保全を図ります。</li> <li>・ 道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努めます。</li> <li>・ 騒音、振動、悪臭等の対策に関する普及啓発を推進します。</li> <li>・ 市町村の職員を対象とした講習会の開催など、騒音、振動、悪臭等の近隣環境保全対策について、市町村への技術的支援を行います。</li> </ul>

## （３）アスベスト対策

アスベスト発生源の監視指導による適正処理の推進や環境モニタリングを行い、大気汚染の未然防止を図るとともに、健康被害対策を進めます。

主な取組	内 容
発生源対策（アスベスト排出等作業に対する監視・指導）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベスト排出等作業への立会いと作業基準遵守の指導により、大気環境の汚染防止とアスベストの適正処理を推進します。</li> <li>・ 廃棄物処理施設や解体現場の監視指導を行うとともに、必要に応じて建材の検査や周辺大気調査を実施し、適正処理の徹底を図ります。</li> <li>・ 大規模建築物の吹きつけアスベスト除去を進め、飛散防止の徹底を図ります。</li> </ul>
環境モニタリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気環境中のアスベスト浮遊量調査を行い、大気環境の保全を図ります。</li> </ul>
健康被害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所において健康被害の相談に対応するとともに、労災補償の対象とならない方を救済するために、国、事業者が設置する石綿健康被害救済基金への拠出を行います。</li> </ul>

### 3 有害化学物質による環境リスクの低減

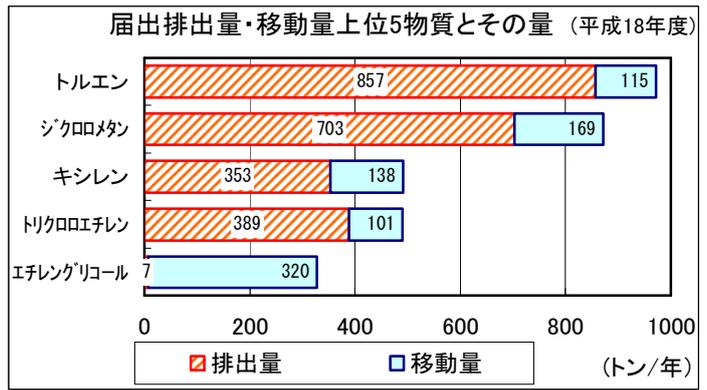
#### <施策のねらい>

- 人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質の実態を的確に把握するとともに、適正な管理及び環境への排出の抑制を図ることにより、良好な生活環境の保全に努めます。

#### <現状と課題>

- 環境中のダイオキシン類濃度については、平成 15 年度から平成 19 年度まで、大気、土壌、河川・湖沼の水質・底質及び地下水のすべての測定地点において環境基準を達成しています。一般環境中でダイオキシン類による汚染が生じないように、引き続き発生源となるおそれのある施設への監視・指導に努める必要があります。
- DDT やトリブチルスズ等の内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質（いわゆる環境ホルモン）については、これまでは乳類への影響は認められていませんが、化学物質による内分泌かく乱作用問題は科学的に未解明な点が多く、国では野生生物の観察や環境中濃度の実態把握等注意深く調査を進めています。

○ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく対象化学物質の排出・移動量の届出制度(PTRR 制度\*)により、平成18年度は1,341件の届出があり、トルエンやトリクロロエチレンなど120種4,773トンの化学物質の排出・移動が報告されています。



○ 市場に流通している多くの化学物質は、有害性や環境残留性に関する情報が明らかになっていないものも多く、国と協力しながら環境リスク評価を進める必要があります。

### <施策の展開>

#### (1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の発生源に対する監視・指導や汚染状況の調査などを行い、良好な生活環境の保全を図ります。

主な取組	内容
大気、水質、土壌環境の監視	・ 大気、水質、土壌中のダイオキシン類汚染状況の調査を実施し、汚染実態の把握に努めます。
県民への的確な情報提供	・ 大気、水質、土壌中のダイオキシン類汚染状況について、県民に対して的確な情報提供を行います。
排出源に対する監視、指導	・ ダイオキシン類による環境汚染や人の健康への影響を防止するため、排出源に対する監視・指導を徹底します。

#### (2) 化学物質対策

化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するとともに、科学的な環境リスクの評価や情報提供に努めます。

主な取組	内 容
化学物質の管理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>PRTRの円滑な運用により、化学物質の使用、保管及び処理状況を把握するとともに、適切な自主管理の促進を図ります。</li> <li>既に使用が禁止されたPCB*や農薬など廃化学物質の適正保管・適正処理の徹底を図り、環境汚染の防止に努めます。</li> </ul>
環境中の化学物質の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>未規制化学物質の分析法開発に取り組むとともに、化学物質の環境中残留調査を行い、環境汚染の実態把握に努めます。</li> </ul>
県民への的確な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害化学物質に関する分かりやすい情報の提供に努めます。</li> <li>住まいの建材等から発生する化学物質が原因となる化学物質過敏症に対する健康相談や、建築指導など、シックハウス*関連対策を推進します。</li> </ul>

## 4 公害防止体制の整備

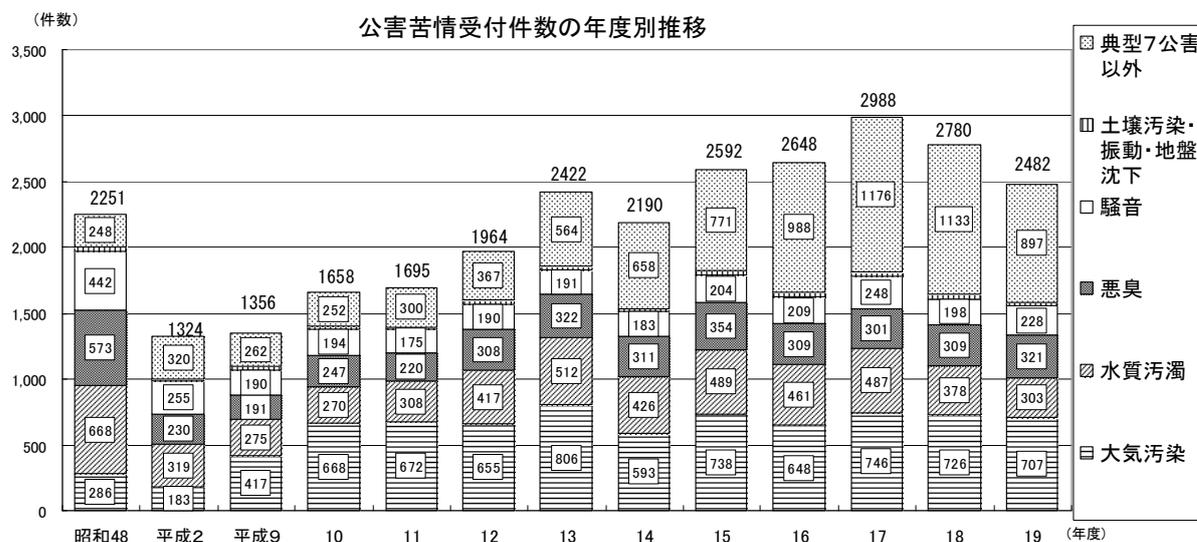
### <施策のねらい>

- 特定工場等における公害防止組織の整備など、環境保全のための体制整備を促進し、公害発生の未然防止を図ります。
- 公害に係る紛争の未然防止や迅速な処理に努めます。

### <現状と課題>

- 現に公害が著しく、公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域について公害防止計画\*を策定し環境保全対策を講じることとされていますが、松本・諏訪地域において昭和51年以降計画を策定し、公害防止に関する施策を実施した結果、策定対象の地域は縮小しています。現在は岡谷地域において、平成18年度から22年度までを計画期間とする第7期の計画に基づき各種公害防止施策を進めています。
- 公害紛争処理法\*に基づき、公害に関する紛争を処理する体制として公害審査委員候補者を委嘱していますが、制度が開始された昭和45年度以降、平成19年度までの本県における係属事件は32件（あっせん1、調停31）となっています。

- 公害苦情件数は、昭和48年度をピークに年々減少傾向にありましたが、平成9年度から増加に転じ、平成17年度には調査開始以来最多(2,988件)となっており、これ以降も多くの苦情が寄せられています。



- 公害を未然に防止するために地方公共団体と事業者の間で締結した公害防止協定については、平成18年4月1日現在で、市町村が締結したものが2,359件、大規模な事業所に係るもので、県が締結したものが2件となっています。

## <施策の展開>

### (1) 公害防止組織の整備

特定工場における公害防止管理者\*の設置など公害防止のための組織整備や、事業者への監視指導など、公害防止のための体制整備を推進します。

主な取組	内容
事業者への監視・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場や事業場などに対して監視指導を行い、企業における公害防止体制の整備・充実を促進します。</li> <li>公害防止に資する設備導入に対する融資制度を活用し、公害防止設備の整備を促進します。</li> <li>身近な生活環境の状況を把握する環境保全推進員（環境ウォッチャー）を委嘱し、県民の参加による公害防止体制の充実を図ります。</li> </ul>
公害防止、環境保全協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止や環境保全のための協定の締結を促進し、公害発生の未然防止を図ります。</li> </ul>

公害防止のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民や事業者に対する公害防止に関する知識や情報の提供に努めます。</li> </ul>
------------	--

## (2) 公害苦情・紛争の適正処理

市町村と連携して公害苦情に迅速かつ的確に対応するとともに、公害紛争処理制度の運用を通じて、公害に係る紛争の未然防止と迅速な解決に努めます。

主な取組	内 容
公害紛争処理制度の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を適切に実施し、迅速かつ適切な解決を図ります。</li> </ul>
住民からの苦情相談窓口である市町村への情報提供や技術的支援、連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開苦情の処理を適切に実施するため、国の公害等調整委員会など関係機関との連携を強化するとともに、市町村への情報提供や技術的支援等を行います。</li> </ul>

## 5 質の高い生活環境づくり

### <施策のねらい>

- 熱・光・香り・音など、人の感覚にとって快い環境を創り出すまちづくりに努めるとともに、美しい景観の育成や都市の緑化等を進めることにより、快適で暮らしやすい生活環境の創造を図ります。

### <現状と課題>

- 生活の質の向上を求めるニーズが高まる中で、起こった環境問題に対応していく「環境配慮型」のまちづくりにとどまらず、熱・光・音・香りなど人間の感覚に心地よい要素を取り入れ、快い環境を創り出していく「環境主導型」のまちづくりが必要という議論が行われるようになってきています。
- 日本の大都市部では 20 世紀中に平均気温が 2～3℃上昇したり、30℃を超える延べ時間が 1980 年から 2000 年で倍増しており、熱中症による救急搬送者が増加するなど、健康への影響や、動植物の生息域の変化への影響等が懸念されています。本県でも長野市や松本市などの中心市街地では郊外より気温が高くなるヒートアイランド現象\*が生じています。

- 本県の都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は、11.6 m<sup>2</sup>(平成20年3月31日現在)であり、全国平均を上回っていますが、身近な自然とのふれあいを促進するために、地域本来の自然を生かした都市公園の充実を図る必要があります。また、地域における緑化を進め、生活にうるおいを与えてくれる緑豊かな美しい生活空間づくりを進めていくことが求められています。
- 美しい自然環境や地域の歴史・文化によって形成されてきた本県の魅力ある景観は、県民共有のかけがえのない財産です。地域の景観を保全・育成し、後世に伝えていくためには、地元の住民や市町村などによる主体的な取組が必要であり、それぞれの連携による景観育成を図っていく必要があります。

## ＜施策の展開＞

### (1) 感覚環境のまちづくり

人の感覚に快い生活環境を創り出すため、ヒートアイランドや光害\*への対策等に取り組みます。

主な取組	内 容
ヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ型の環境負荷の少ない建築物の導入や、建物の蓄熱抑制に効果のある屋上緑化等を促進します。</li> <li>・ 県内のヒートアイランド現象について調査研究を進めるとともに、人口集中地区等の都市部の水辺環境の保全、植樹帯や街路樹等の植栽された道路環境整備など、ヒートアイランド対策を推進します。</li> </ul>
光害（ひかりがい）対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライトダウンキャンペーン等を通じて光害に対する関心を高めるとともに、「光害対策ガイドライン」の周知を図り、農作物や動植物への悪影響を及ぼさない、光害の少ない良好な照明環境の形成を推進します。</li> </ul>
人の感覚に快いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不快なおい等の低減と快適な香りや音環境の創造など、人間の感覚に快い環境の視点を取り入れたまちづくりについて、市町村等に対する情報提供に努めます。</li> </ul>

### (2) 景観育成の推進

地域に根ざした美しい景観の保全・育成に向けた、行政、事業者、住民による主体的な課題への取組と、それぞれの連携と協働による活動を促進します。

主な取組	内 容
良好な景観への誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観法に基づく届出行為について適切な審査を行うなど、良好な景観の保全に向けた県民意識の高揚を図ります。</li> <li>・ 地域と連携し、沿道の美しい景観づくりを促進します。</li> </ul>
地域が主体となった景観の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観育成重点地域内などにおける景観を阻害する屋外広告物の除却等の取組を支援します。</li> <li>・ 景観行政団体へ移行をめざす市町村に対し、情報提供や助言を行います。</li> <li>・ 地域の特性を生かした景観育成に向けた取組を支援します。</li> <li>・ 地域の住民団体、企業等による道路沿いの花壇、植栽の手入れなどの美化活動の取組を支援します。</li> </ul>
景観育成に配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電線類の地中化、歩道の整備などを進め、美しい都市空間を形成します。</li> <li>・ 自然環境や田園風景など、地域の特性を生かした美しく魅力ある地域づくりのために都市計画制度の活用を推進します。</li> </ul>
自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境保全地域や郷土環境保全地域、自然公園など、地域特性に応じた自然環境の保全を通じて、自然景観の保全を図ります。</li> <li>・ 地域に関わりの深い里山の森林整備を進め、ふるさとの原風景としての里山の保全を図ります。</li> </ul>
歴史的、文化的な景観の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の現状把握や地域住民の文化財保護活動への支援を行い、美しい景観を形成している文化財の保護意識の高揚を図ります。</li> <li>・ 国、県が指定等をした文化財の保存修理、防災対策を支援し、文化財の保護と継承を図ります。</li> </ul>

### (3) みどり豊かな地域・まちづくり

県民参加による様々な緑化活動を促進し、緑豊かな環境整備を進めることにより、住民が緑を体感できる空間の創出を推進します。

主な取組	内 容
県民参加による緑豊かな地域・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民やNPOなど県民参加による緑化活動や緑の保全を進め、緑豊かな景観・環境づくりを推進します。</li> </ul>
地域や沿道における緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生の回復など自然な構造をもった流路や湖岸を整備することにより、生態系に配慮した自然にやさしい水辺環境づくりを進めます。</li> <li>里山や河畔林、砂防林を保全するとともに、都市に近い山麓などの砂防、治山施設の整備にあたっては緑の保全や植栽を進め、一連の樹林帯としての機能形成を図ります。</li> <li>市街地や道路、公園などにおいて、地域の特性を生かした緑化を進め、緑豊かな都市空間を創造します。</li> <li>農地の適切な管理や遊休農地の再生活用、農村における公園整備などにより、緑豊かな農村環境を形成します。</li> <li>公共施設や工場、事業場における緑化を促進し、地域環境との調和を図ります。</li> </ul>

## 達成目標

### <第2節 「生活環境の保全」施策に係る達成目標>

項 目	5年前 (平成14年度)	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)	備 考
<b>1 水環境の保全</b>				
河川環境基準達成率	93.2 %	97.2 %	97.2 %	主要河川 71 地点の環境基準 (BOD) 達成地点数の割合 (基準達成地点数/水質常時監視地点数)
湖沼環境基準達成率	35.7 %	35.7 %	57.1 %	主要湖沼 14 湖沼の環境基準 (COD) 達成湖沼数の割合 (基準達成湖沼数/水質常時監視湖沼数)
地下水環境基準達成率	92.5 %	91.5 %	95.0 %	環境基準達成地点数/概況調査地点数 第4次水環境保全総合計画による。
水道水源保全地区	39 箇所 山口村分を除く	40 箇所	42 箇所	水環境保全条例に基づく指定区域数(年度末累計) 第4次水環境保全総合計画による。

水稲直播栽培面積	237 ha	464 ha	800 ha	水田に直接種をまき、施肥量を削減する栽培方法の面積 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P84〉
化学肥料の使用量	90 kg/ha	89 kg/ha	54 kg/ha	長野県内の耕地 1ha あたりで使用される化学肥料(窒素成分)の量 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P84〉
化学合成農薬の使用量	100 kg/ha	79 kg/ha	70 kg/ha	長野県内の耕地 1ha あたりで使用される化学合成農薬の量 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P84〉
家畜排せつ物処理の施設化率	61.3 %	88.0 %	88.5 %	家畜排せつ物法*に基づく適正処理を、たい肥化施設で行う割合 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P72, P84〉
農地・水・環境保全向上対策の活動取組組織数(営農活動)	—	12 組織	36 組織 (H23年度)	先進的な環境負荷低減への取組を行う団体数 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P84〉
水辺環境整備(多自然川づくり)延長	124.6 Km	130.6 Km	136 Km	一定の計画規模以上の河川改修が完成した河川のうち、生態系または親水性に配慮した改修を行った河川延長累計
水生生物調査(せせらぎサイエンス)の実施団体	—	27 団体	50 団体	県内の水辺における「せせらぎサイエンス」の実施団体数 第4次水環境保全総合計画による。
汚水処理人口普及率	81.3 %	93.1 %	97.2 %	下水道等の普及状況 (公共下水道、農業集落排水使用可能区域内人口+浄化槽、コミュニティ・プラント利用人口)/行政区域内人口 〔エリアマップ2005をもとに設定〕
<b>2 大気環境等の保全</b>				
自動車騒音環境基準達成率	83.8 %	85.0 % (H18年度)	90 %	道路に面する地域の環境基準達成率
大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く)	98.4 %	100 %	100 %	光化学オキシダントを除く大気環境基準の達成状況
昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率(時間)	95.9 %	94.6 %	96 %	日最高値の年平均値が環境基準以下であること

3 有害化学物質による環境リスクの低減				
水質ダイオキシン類環境基準達成率	100 %	100 %	100 %	河川・湖沼のダイオキシン類環境基準達成率
大気ダイオキシン類環境基準達成率	100 %	100 %	100 %	一般大気環境や廃棄物焼却施設周辺大気の大気ダイオキシン類環境基準達成率
有害大気汚染物質環境基準達成率	83.3 %	100 %	100 %	一般大気環境や沿道大気のベンゼン等有害大気汚染物質の環境基準達成率
土壌・底質ダイオキシン類環境基準達成率	100 %	100 %	100 %	土壌や河川・湖沼の水底のダイオキシン類環境基準達成率
5 質の高い生活環境づくり				
住民の合意形成によるまちづくり地区数	42 地区	54 地区	75 地区	住民自らが建築協定等の一定の制限を設けた地区数 長野県住生活基本計画による。
景観行政団体系市町村数	—	4 市町村	15 市町村	景観行政を自ら担う市町村数 〔市町村の意向調査結果をもとに設定〕
景観育成住民協定認定数	137 件	159 件	170 件	長野県景観条例に基づく認定件数
国・県指定等文化財の件数	754 件 (H13年度)	1,056 件	1,100 件	国又は県が指定・登録した文化財件数の累計

### 【用語解説】

#### \*カドミウム

カドミウムは亜鉛精錬、メッキ工場や電気機器工場などの排水に含まれ、水稲が汚染されることにより、富山県神通川流域のイタイタイ病の原因となった物質。慢性中毒になると腎臓障害や骨軟化症を起こす。

#### \*シアン

シアンは、種々の化合物の形でメッキ液に広く使用されている。血液毒として強い急性毒性を持ち、取扱いに最も注意を要するものの一つである。

#### \*砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出され、銅、亜鉛、鉛などの精錬の際に副産物としても分離される。過去には農薬として多量に用いられ、現在は半導体の材料として利用されている。体内に蓄積すると慢性中毒（嘔吐、皮膚の褐変、肝臓肥大など）を起こしやすい。

#### \*環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの。

**\*BOD**

Biochemical Oxygen Demand。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

**\*富栄養化**

湖沼等閉鎖性水域で窒素やリンなど栄養物質の濃度が上昇すること。このことにより、アオコや赤潮の発生を引き起こす。

**\*COD**

Chemical Oxygen Demand。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

**\*有機塩素化合物**

塩素を含む有機化合物の総称。このうち、揮発性の高い有機塩素化合物は沸点が低く不燃性で、溶解力、脱脂力が大きいなどの利点があるため、金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤等として広く利用されている。発ガン性物質とされるトリクロロエチレン等が水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。難分解性のうえ、粘度・表面張力が水より小さく、水よりも重い場合、地下に浸透し、これらの化合物による地下水汚染が全国的に問題となっている。

**\*硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素**

硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素で、肥料、家畜排せつ物、生活排水などが原因となって地下水の汚染を引き起こす例が見られる。

**\*土壌汚染対策法**

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。

**\*多自然川づくり**

河川が本来有している多様な動植物の生息、生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川づくりを行うこと。

**\*アダプトプログラム**

河川、道路、公園等公共の場所の一定範囲の美化活動を住民、団体、企業等が、親が子を育むように取り組む体制。

**\*水道水源保全地区**

水環境保全条例に基づき、水道水源を保全するため、市町村長の申出又は要請により県で指定した区域で、保全地区内で大規模開発をする際には県に事前協議が必要となる。

**\*せせらぎサイエンス**

川の流れや様子、水質の状況、水辺の生き物など、水辺環境の状態について観察・調査を行う活動。

**\*二酸化硫黄**

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

**\*二酸化窒素**

「窒素酸化物」(NO<sub>x</sub>)の一種。窒素は空気中や石油などの燃料にも含まれており、燃料等を燃焼させるとその過程で必ずNO<sub>x</sub>が発生する。工場や自動車など発生源から大気中にNO<sub>x</sub>が排出される段階ではほとんどはNOであるが、大気中の酸素(O<sub>2</sub>)と反応してNO<sub>2</sub>に酸化される。

#### \*浮遊粒子状物質

SPM (Suspended Particulate Matter)。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が 10  $\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}$ =100 万分の 1m）以下のものをいう。

#### \*大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

#### \*PRTR 制度

Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業所から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量等を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。

#### \*PCB(ポリ塩化ビフェニル)

DDT や BHC などの危険な殺虫剤と同じ有機塩素化合物。安定性、耐熱性、絶縁性に優れ、日本でも様々な用途に利用されていたが、PCB 被害が問題となり、昭和 47 年 6 月に生産が中止された。難分解性で生物に蓄積しやすい性質がある。

#### \*シックハウス

住まいの建材等に含まれているホルムアルデヒドや塗料の有機溶剤などの化学物質、ダニ、カビなどが原因となって化学物質過敏症やアレルギー、アトピー性皮膚炎などを引き起こすといわれている。

#### \*公害防止計画

現に公害が著しく、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、環境基本法に基づき策定される計画。

#### \*公害紛争処理法

公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする法律。

#### \*公害防止管理者

特定工場において公害の防止のための技術的事項の管理を行う者。特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、一定の資格者の中から公害防止管理者等を選任することが義務付けられている。

#### \*ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

#### \*光害（ひかりがい）

都市化や交通網の発達等による屋外照明の増加や照明の過剰使用等によってもたらされる、眩しさといった不快感や信号等の重要情報の認知力の低下、農作物や動植物への悪影響をいう。天体観測に障害を及ぼすこともある。

#### \*家畜排せつ物法

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の項を参照。